

ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

公表年月日 令和 8 年 9 月 30 日
鹿児島県東串良町

返礼品等の名称	区域内において 生じた価値の割合 (%)	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※ 1				返礼品等の 製造・加工地 ※ 2	地方団体 における 調達費用 (円)	一般販売価格 (円) ※ 3
		標準的な 算出方法	その他の 算出方法					
			その他の 算出方法の詳細	その他の 算出方法とする理由				
1 大隅産うなぎ2尾(計280g以上)	61.2	○				鹿児島県東串良町	7,800	7,800
2 大隅産うなぎ白焼き2尾(計280g以上)	61.2	○				鹿児島県東串良町	7,800	7,800
3 大隅産うなぎ3尾(計280g以上)	61.2	○				鹿児島県東串良町	11,700	11,700
4 大隅産うなぎ6尾(計280g以上)	61.2	○				鹿児島県東串良町	23,400	23,400
5 大隅産うなぎ蒲焼きのきざみ(75g×5P)	58	○				鹿児島県東串良町	9,000	9,000
6 <訳あり>大隅産うなぎ蒲焼3尾(計650g以上)タレ3P付	58	○				鹿児島県東串良町	10,800	10,800
7 <訳あり>大隅産うなぎ蒲焼5尾(計650g以上)タレ5P付	58	○				鹿児島県東串良町	18,000	18,000
8 【定期便】大隅産うなぎ蒲焼2尾(計280g以上)×10回	61.2	○				鹿児島県東串良町	78,000	78,000
9 【定期便】大隅産うなぎ蒲焼2尾(計280g以上)×5回	61.2	○				鹿児島県東串良町	39,000	39,000
10 【定期便】大隅産うなぎ蒲焼2尾(計280g以上)×3回	61.2	○				鹿児島県東串良町	23,400	23,400
11 黒胡麻油 270g×2本	72.5	○				鹿児島県東串良町	4,200	4,158
12 純国産菜種油 270g×4本	72.2	○				鹿児島県東串良町	3,600	3,564
13 【定期便】純国産菜種油(270g×4本)×3回	71.1	○				鹿児島県東串良町	10,800	10,692
14 黒豚みそ 120g×6個	72.5	○				鹿児島県東串良町	3,900	3,834
15 純国産菜種油 820g×2本	72.2	○				鹿児島県東串良町	4,200	4,320

※ 1 区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載すること。

なお、区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりであること。

算式

$$(A - B) \div A$$

算式の符号

A：当該地方団体による返礼品等の調達費用

B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

※ 2 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：○○県○○市）、国外の場合は国名を記載すること。

※ 3 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。

ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

公表年月日 令和 8 年 9 月30日
鹿児島県東串良町

	返礼品等の名称	区域内において 生じた価値の割合 (%)	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※ 1				返礼品等の 製造・加工地 ※ 2	地方団体 における 調達費用 (円)	一般販売価格 (円) ※ 3
			標準的な 算出方法	その他の 算出方法					
				その他の 算出方法の詳細	その他の 算出方法とする理由				
16	辣油 70g×4本	71.1	○				鹿児島県東串良町	3,600	3,564
17	【定期便】純国産菜種油(270g×4本)×計5回	71.2	○				鹿児島県東串良町	18,000	17,820
18	【定期便】純国産菜種油(820g×2本)×計3回	72.2	○				鹿児島県東串良町	12,600	12,960
19	スティックブラウニー4本とアニマルフィナンシェ5個のセット	65.6	○				鹿児島県東串良町	3,200	2,890
20	だし醤油 月白(1L×3本)	55.1	○				鹿児島県東串良町	2,900	2,900
21	<訳あり>南高梅の梅干し(ゆかり付)1.1kg	97	○				鹿児島県東串良町	3,200	2,500
22	万能タレ(塩麹・醤油麹) 360ml×5本	67	○				鹿児島県東串良町	3,200	2,750
23	国産若鶏ヘルシーセット	59.4	○				鹿児島県東串良町	3,500	3,500
24	【定期便】国産若鶏ヘルシーセット(6kg×3回・計18kg)	59.4	○				鹿児島県東串良町	10,500	9,000
25	【定期便】国産若鶏ヘルシーセット(3kg×2回・計6kg)	59.4	○				鹿児島県東串良町	3,500	3,200
26	【定期便】フラワーアレンジメント/イベントギフトセット×5回	76.6	○				鹿児島県東串良町	30,000	7,000
27	【定期便】季節の花束/イベントギフトセット×5回	76.6	○				鹿児島県東串良町	30,000	7,000
28	【定期便】季節の花束ギフトセット×3回	60	○				鹿児島県東串良町	9,000	3,600
29	御命日やお盆お彼岸の生花墓花・お供え花	60	○				鹿児島県東串良町	3,100	2,500
30	和風キーマカレー(120g×4P)	86.2	○				鹿児島県東串良町	3,200	2,000

※ 1 区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載すること。
なお、区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりであること。

算式

$$(A - B) \div A$$

算式の符号

A：当該地方団体による返礼品等の調達費用

B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

※ 2 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：○○県○○市）、国外の場合は国名を記載すること。

※ 3 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。

ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

公表年月日 令和 8 年 9 月30日
鹿児島県東串良町

	返礼品等の名称	区域内において 生じた価値の割合 (%)	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※ 1			返礼品等の 製造・加工地 ※ 2	地方団体 における 調達費用 (円)	一般販売価格 (円) ※ 3
			標準的な 算出方法	その他の 算出方法				
				その他の 算出方法の詳細	その他の 算出方法とする理由			
31	コレイチスパイス(10g×6袋)	92	○			鹿児島県東串良町	3,000	2,340
32	粒マスタード(70g×4)	92.7	○			鹿児島県東串良町	3,300	2,400
33	お試し粒マスタード(70g×2)	92	○			鹿児島県東串良町	1,900	1,200
34	スイートポテト 14個	73.6	○			鹿児島県東串良町	3,100	3,020
35	マドレーヌ(プレーン/ココア/バナナ)(計15個)	74.8	○			鹿児島県東串良町	2,700	2,250
36	【定期便】スイートポテト(14個×2回)	73.6	○			鹿児島県東串良町	6,200	6,040
37	職人の技が光る和風置行灯(六角タイプ)	83.3	○			鹿児島県東串良町	90,000	90,000
38	職人の技が光る和風置行灯(四角タイプ)	77.2	○			鹿児島県東串良町	66,000	66,000
39	六角行灯 焼杉	79.1	○			鹿児島県東串良町	72,000	72,000
40	六角行灯 マホガニ色(赤)	82.1	○			鹿児島県東串良町	84,000	84,000
41	六角行灯 ウォルナット色(こげ茶)	82.1	○			鹿児島県東串良町	84,000	84,000
42	六角行灯 メーブル色(黄)	80.7	○			鹿児島県東串良町	78,000	78,000
43	純椿油270g×2本	73	○			鹿児島県東串良町	10,800	9,990
44	鹿児島県産アヒージョ (ぶり・カンパチの内臓のアヒージョ マグロの卵・心臓・胃袋のアヒージョ)	86.9	○			鹿児島県東串良町	3,700	3,986
45	東串良町物産館 秘伝の手作りレシピ 焼き肉のたれ(400g×3本)	55.8	○			鹿児島県東串良町	3,600	3,000

※ 1 区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載すること。

なお、区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりであること。

算式

$$(A - B) \div A$$

算式の符号

A：当該地方団体による返礼品等の調達費用

B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

※ 2 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：〇〇県〇〇市）、国外の場合は国名を記載すること。

※ 3 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。

ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

公表年月日 令和 8 年 9 月30日
鹿児島県東串良町

返礼品等の名称	区域内において 生じた価値の割合 (%)	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※ 1				返礼品等の 製造・加工地 ※ 2	地方団体 における 調達費用 (円)	一般販売価格 (円) ※ 3
		標準的な 算出方法	その他の 算出方法					
			その他の 算出方法の詳細	その他の 算出方法とする理由				
46 かごしま季節の味セットA(きな粉砂糖付あくまき4本)	70.6	○				鹿児島県東串良町	3,000	2,200
47 自家製麦みそセット 麦みそ900g×3パック	70.8	○				鹿児島県東串良町	3,000	3,024
48 木製フレーム(A4サイズ×2枚)	70	○				鹿児島県東串良町	5,000	5,000
49 チョコケーキBOX(冷凍)	60	○				鹿児島県東串良町	3,200	3,380
50 甘酒400g×2個	80	○				鹿児島県東串良町	3,500	1,500
51 飾り餅(大)2個・飾り餅(小)2個セット	75	○				鹿児島県東串良町	4,000	2,500
52 杣つき餅(白餅・よもぎ餅)各10個×2パック	67	○				鹿児島県東串良町	4,000	2,830
53 物産館おススメ!東串良町産 懐かしの手作り田舎味噌900g×2パック	58.3	○				鹿児島県東串良町	2,400	1,700
54 木組み木製パズルセット(ヒノキ)	80.9	○				鹿児島県東串良町	10,500	10,500
55 コースター2枚制作キット	70.9	○				鹿児島県東串良町	3,600	2,000
56 有機かぼちゃ(ダークホース)の濃厚チーズケーキ	80.3	○				鹿児島県東串良町	3,000	2,430
57 バターナッツかぼちゃの涼やかチーズケーキ	80.3	○				鹿児島県東串良町	3,000	2,430
58 丸鶏 1羽	59.5	○				鹿児島県東串良町	2,000	1,890
59 骨付き鶏肉 2本	81.1	○				鹿児島県東串良町	1,000	876
60 あずきさとまき	87.7	○				鹿児島県東串良町	650	450

※ 1 区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載すること。
なお、区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりであること。

算式

$$(A - B) \div A$$

算式の符号

A：当該地方団体による返礼品等の調達費用

B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

※ 2 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：〇〇県〇〇市）、国外の場合は国名を記載すること。

※ 3 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。

ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

公表年月日 令和 8 年 9 月30日
鹿児島県東串良町

	返礼品等の名称	区域内において 生じた価値の割合 (%)	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※ 1				返礼品等の 製造・加工地 ※ 2	地方団体 における 調達費用 (円)	一般販売価格 (円) ※ 3
			標準的な 算出方法	その他の 算出方法					
				その他の 算出方法の詳細	その他の 算出方法とする理由				
61	よもぎさとまき	86.3	○				鹿児島県東串良町	700	500
62	けせん団子(あずき)1袋	89.3	○				鹿児島県東串良町	750	275
63	けせん団子(よもぎ)1袋	86.7	○				鹿児島県東串良町	750	275
64	あずきふくれ	79.4	○				鹿児島県東串良町	500	450
65	黒糖ふくれ	76.6	○				鹿児島県東串良町	500	450
66	ようかん	86	○				鹿児島県東串良町	500	300
67	ガトーショコラ 4個	75	○				鹿児島県東串良町	1,440	1,440
68	びっくりスコーン 6個	66.8	○				鹿児島県東串良町	1,320	1,260
69	フロランタン 12個	69.5	○				鹿児島県東串良町	3,300	2,160
70	玄米餅 10個	69.8	○				鹿児島県東串良町	1,100	1,500
71	マルゲリータ	64.3	○				鹿児島県東串良町	1,400	1,350
72	クアトロフォルマッジ	59.4	○				鹿児島県東串良町	1,800	1,728
73	大隅産シラスとチーズ	65.9	○				鹿児島県東串良町	1,850	1,782
74	うなぎの焼肝串	90	○				鹿児島県東串良町	1,500	150
75	深紅200ml	87.9	○				鹿児島県東串良町	570	570

※ 1 区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載すること。
なお、区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりであること。

算式

$$(A - B) \div A$$

算式の符号

A：当該地方団体による返礼品等の調達費用

B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

※ 2 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：○○県○○市）、国外の場合は国名を記載すること。

※ 3 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。

ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

公表年月日 令和 8 年 9 月30日
鹿児島県東串良町

	返礼品等の名称	区域内において 生じた価値の割合 (%)	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※ 1				返礼品等の 製造・加工地 ※ 2	地方団体 における 調達費用 (円)	一般販売価格 (円) ※ 3
			標準的な 算出方法	その他の 算出方法					
				その他の 算出方法の詳細	その他の 算出方法とする理由				
76	紅の八塩200ml	95.5	○				鹿児島県東串良町	594	594
77	ゆずポン酢200ml	82.3	○				鹿児島県東串良町	570	570
78	あわせ酢(三杯酢) 200ml	92.5	○				鹿児島県東串良町	570	570
79	レモングラス醤油100ml	92	○				鹿児島県東串良町	435	435
80	紫蘇黒糖醤油100ml	88.7	○				鹿児島県東串良町	435	435
81	こぶみかんと檸檬のポン酢100ml	83.7	○				鹿児島県東串良町	435	435
82	八角と唐辛子とシナモンの醤油100ml	89	○				鹿児島県東串良町	510	511
83	朱華(1L)	82.3	○				鹿児島県東串良町	536	537
84	紫紺(1L)	81.9	○				鹿児島県東串良町	536	537
85	山中酢500ml	92.9	○				鹿児島県東串良町	308	509
86	梅ノ衣(こいくち醤油) 200ml	84.6	○				鹿児島県東串良町	650	609
87	雪ノ下(うすくち醤油) 200ml	84.5	○				鹿児島県東串良町	650	609

※ 1 区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載すること。
なお、区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりであること。

算式
(A - B) / A
算式の符号
A : 当該地方団体による返礼品等の調達費用
B : 当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

※ 2 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：○○県○○市）、国外の場合は国名を記載すること。

※ 3 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。